

自営業・雑収入・その他継続的な収入のある方の認定について

自営業等の方は、本来、皆保険制度上では国民健康保険または国民健康保険組合へ加入することとなっておりますが、健康保険においては、給与所得者であっても基準収入内であれば被扶養者と認められるため、公平性の観点から、自営業者等の被扶養者認定の可否を確定申告書等で判断することとなります。

その一方で、近年のインターネット等の普及により、事業内容が多岐に渡るため、一律の基準をもって自営業者等の収入を判断するのが難しい状況にあります。

このため、当組合では、自営業者の被扶養者認定申請があった場合に、各々の事業内容に鑑み、下記に沿って自営業者の被扶養者認定の審査をいたします。

ただし、収入にかかわらず、従業員を雇っていて、経営者とみなされる場合、または、自営業の事業所が法人事業所であり、その代表者である場合は、収入にかかわらず被扶養者として認定することはできません。

1. 収入について

被扶養者の収入については、年間 130 万円未満（60 歳以上又は障害年金の受給者は 180 万円未満）で、かつ、被保険者の収入の 2 分の 1 未満が条件となっております。給与所得者については、市町村が発行する住民税の課税証明書等で総収入を確認し、認定を行っておりますが、自営業者においては、年間総収入から直接的必要経費のみを控除した額をもって年間収入を判定いたします。

なお、給与所得者の認定の際は、年間総収入で判定し、一切の経費を認めておりません。

2. 直接的必要経費について

控除される直接的必要経費とは、製造業における原材料費や、卸小売業における仕入れ代金など、その費用なしに事業が成り立たない経費のことを指します。ただし、前述のように、近年、事業内容が多岐に渡るため、経費については、申請ごとに事業内容と照らし合わせて当組合で判定しますが、下記に示すものについては、直接的必要経費としてお取り扱いできません。

このため、被扶養者認定において認められる経費と、税法上の経費とは一致しませんのでご理解くださいようお願いいたします。

経費として認められないもの

減価償却費・給与賃金・貸倒金・租税公課・損害保険料・利子割引料・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・貸倒引当金・雑費・各種控除・青色申告特別控除・専従者控除・研修費・雇入費・農業共済掛金・諸会費・借入金利子・外注工賃・加盟料・衣装・美容代・新聞図書費・会議費・支払手数料・教材費・販売促進費・賃借料 等

うえに記載したもの以外の経費については、事業内容等を勘案して判断いたします。

3. 添付書類

被扶養者異動届に、11 ページの添付書類一覧表に記載された添付書類のほかに、直近の、税務署の收受印がある、「所得税の確定申告書」の写し、「所得税青色申告決算書の損益計算書」の写し等、収入・支出それぞれの費用内訳が確認できるものの添付が必要になります。

なお、経費の内訳を確認するために、これら以外の書類の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。